

## 原子力規制委員会記者会見録

- 日時：令和3年10月27日（水）
- 場所：原子力規制委員会庁舎 13階B・C・D会議室
- 対応：更田委員長

### <質疑応答>

○司会 それでは定刻になりましたので、ただいまから10月27日の原子力規制委員会定例会見を始めます。

皆様からの質問をお受けします。いつものとおり、所属とお名前をおっしゃってから質問のほうをお願いいたします。質問のある方は手を挙げてください。

ヨシノさんお願いします。

○記者 テレビ朝日、ヨシノです。よろしくお願いします。

身分証の紛失の件なのですけれども、その10人が11枚なくしちゃったという話だと思うのですが、ちょっと理解し難いのですが、私たちもメディアも、自分の会社入るのに身分証を持っていて、これなくしたら実は大変なことになりますし、始末書書いて、下手するとけん責処分をくらったりとかいうことなのですが、この事態について委員長はどのように受け止めていらっしゃるのでしょうか。

○更田委員長 まず、ルールが守られなかったのだから、当然大変遺憾だし、再発防止に努めなきゃいけないのですが、今ヨシノさんが言われた身分証明書との違いって、私たちが公務員としての身分証明書、これ持ってないと建物にも入れないし、何もできない。ですから、なくなったら、その日の勤務が成立しないのですすぐ判るのですが、この検査官証とか立入検査証というのは、本人確認に使われてないだけに、例えば発電所に入っていくときには事業者のほうで、例えば運転免許証なり、このIDカードでもって公務員としての身分証明書で本人確認をして入っていくので、要するに、携行は義務付けられているけど、使う機会がないのです。そこが果たして、その滅多に使う機会がないものの携行を義務付けているということもどうなんだという問いかけなのですけど、ただ、様々なルールにそういうふう決められているということもあって、いずれにせよルールが守られなかったことは大変遺憾だし、再発は防止しなければならないのですが、IDによって、特に立入検査証などのケースで言うと、立入検査ってほとんど例がない。極めて稀ですね。特に原子力規制検査に移行してからは、立入検査で入らなきゃならないものって、ほとんどない状態なので、実態と、それから、それを利用する機会との間が少し乖離してしまっているのと、それから、やはり、どうしても本来携帯が義務付けられている人たちの意識が、たるんでしまったというのは事実だろうと思います。

いずれにせよ、規制庁に対して、しっかりした対応を求めていくことには変わりはないと思います。

○記者 これは非常によく難しいところですけど、法令上持っていることが義務付けられているけれども、原子力発電所に実際に入るときには、私たちもたまに入りますけれども、向こうが発行しているIDであるとか、免許証で確認するとか、ちょっとその辺のルール自体を変えていくというお考えはありませんか。

○更田委員長 これは事業者の協力というか、同調がないとできないことで、私自身も調査や視察等で発電所に入りますけど、そのときに本人確認で求められるのはこれ（身分証明書）ではなくて、運転免許証なのです。ですから、本人確認のために使われていないというところに、なかなか、こういうことが起きてしまう難しさがあって、先ほど申し上げましたけど、持ってなくても日常の業務ができてしまう。じゃあ、検査官がサイトに入る際の本人確認を検査証でやってくれというのは、事業者に強制するような話ではないだろうし、じゃあ、協力を求めるのかというと、かえってサイト側からしてみれば、妙に複雑なシステムを作ることになるでしょうから、なかなかヨシノさんが言われるような、携帯が義務付けられている検査官証をもって入構するというシステムに変えるというのは簡単ではないと思います。

○司会 ほかに御質問ございますでしょうか。

ヒロエさんお願いします。

○記者 共同通信のヒロエです。

今日の定例会合の一番最後に石渡委員が言われた福徳岡ノ場という海底火山の噴火から軽石が出てきていた話で、ちょっと伺いたいのですが、これは規制庁として、もうどこかの部門が、どこかの事業所に対して注意喚起というのはされたのでしょうか。

○更田委員長 話はしているのだらうと思います。ごめんなさい。報告を受けているわけではないので、はっきりと言えないですけども、現地事務所であるとか規制庁から、情報共有というか話はしてるんだらうと思いますけれども。

今日ちょっと委員会の中で議論をしましたが、新規制基準では海水系が全部落ちても炉心損傷のような事故に至らないこと、電源が全てなくてもという意味で、直ちに、例えば軽石が、ちょっと考えにくいということではあるけども、海水系に対して極めて大きな影響を与えたとしても、直ちに重大な事故に結びつくわけではない備えはできているけれど、ただし、構えが薄くなるというか、機能を期待するものの一部の性能が損なわれることになるので、ちょっと検討してみるというか、研究してみる価値はあるのだらうとは思っています。

それで、実際はサイトにやってくるものの粒子径であるとか、あるいは吸う密度がどういうふうなものかということにもよりますけれども、ただ、今日委員会の中でも少し話しましたが、取水性については基準で定めて、その後の審査の中でも見ているので、その範囲の中の話ではあるらうと思いますが、一応確認する必要はあるらうと思っています。

○記者 海流の流れがどこになるか分からないけどとは言っていましたが、念頭に置かれているのは、川内、伊方、浜岡、その3プラントぐらいに注意喚起というか、その辺りを念頭に考えていらっしゃるのですか。

○更田委員長 そうですね。ロケーションによって、深刻度と申しますか、受け止め方は違うかもしれないけれど、ただ、特にサイトを特定したものでもないと思うのです。一つのエクササイズと言ってしまうのは悪いけれども、密度が小さくて、海面上に浮遊する微粒子の影響みたいなものに、それぞれチェックしてくれというような注意喚起というのは、特にサイトを特定する必要はないのではないかというふうには思います。

先週でしたか、議論したinformation Noticeなんて、まさにこういう事例に関わるようなことだろうというふうには思っています。

○記者 ありがとうございます。

○司会 他に御質問ございますでしょうか。ではヤマダさん、お願いします。

○記者 新潟日報のヤマダです。お世話になっています。

今日の資料を読んで、配られました身分証の紛失などについてなのですが、こうした法律的に持っていなければならないものを持たずに、検査官が内部に入って検査などを行った場合の検査の法的な正当性といえますか、そういったものはどうなるのでしょうか。また、そういう不携帯による立入が、これまで何度あったのかとか、そういったことはやっぱり調査すべきじゃないのかなと単純に思うのですが、調べられないのでしょうか。まずこの2点、お願いいたします。

○更田委員長 まず、一点目。検査官証の携帯が義務づけられている中で、携帯しないで行った検査の遵法性というか有効性ですけれども、これは、すごく正直に答えると、私は今の時点で分からない。法律家のほうの話なのではないかなと思いますけど。

総務課長が答えたがっていますけど、いいですか。

○記者 どうぞ。

○総務課長 我々としては、要は、本来検査官でない人がやったとかということであれば、また話は別だと思えるのですが、検査官の資格を、検査官である人が検査をしたので、それは有効だと。持っていなかったとしても、検査自体の有効性は損なわれないと考えています。

○記者 何か、もちろん根拠があって、そうおっしゃっていると思うのですが。

○更田委員長 どこかに該当条文があるわけじゃなくて、それは解釈じゃないですか。

○総務課長 すみません。それは解釈です。

○記者 ありがとうございます。

○更田委員長 二つ目は、どういった実態調査ですね。過去の調査。これ、調査しようとする、先ほど申し上げたように、入構のときに、本人確認に使われるようなIDではないし、ですから、電子記録とか書面の記録があるわけではないので、今から調査しよう

とすると、あの時、検査証を携帯していたかという自己申告調査をすることになります。そういう自己申告での調査というのを、どのくらいデータとして有効と見るかという話ですけど、今の時点では、ちょっとそれを考えているわけではありません。

○記者 調べることそのものが、必要でないかということより、調べられるかどうかということですか。

○更田委員長 ですから、自己申告以外のやり方は難しいと思います。自己申告であれば可能だと思いますけれど。想像ですけれども、例えば検査官事務所によって傾向の違いが出てくるのだらうと思います。私は何となく、何となくという話をここでしてはいけないのかもしれないけど、多数なのだと思います。多数だと見なきゃいけないのだと思っています。

ですから、むしろそれが少数だという主張があるんだったら、調査しろと言いたいところですけど、調査するまでもなく、私は相当多数に渡るのではないかなと思って、今日、総務課長の説明を聞いていました。

○記者 ありがとうございます。この検査官証と立入検査証、概ね二つ、両方とも携えて入らなければいけないものであったりもするというふうに聞きました。でも、立入検査証は、これがどうしても必要になるということは、そんなにないのではないかというふうなことでしたけれども。すいません、ちょっと一般人から見てものですけれども、割とそれも結果論のような気がしまして、何か事があったときに、やっぱり持っていななきゃいけないものというものを持たずに、今まで入っていたということは、事業者からすると、持っていなければ本来駄目ですよと言ってもよかったものだと思うのです。それは、たまたま聞かれなかった、たまたま指摘されなかった。それで、だからこれまで何となくなしでもできたというだけであって、それが、だから必要があったか、なかったかというと、そういうものでは決してないと思うのですけれども。そんなに使うものではないとか、それはそのとおりのんでしょうけれども、でも、運転免許証だって毎回、毎日車を運転している人が、免許証を出してくださいと言われるのが年に何回あるかというと、そんなにあるものではありません。もちろん原子力のサイトに検査官が立ち入って、見せてくださいと言われる割合とどっちがと言うつもりはないですけれども、必ず何度もあるわけではないのは、どのIDだって一緒だと思うのですよ。でも、それをこうやっぱり求められないから持たないという意識が、ちょっと理解できない。その辺について、いかが思われますでしょうか。

○更田委員長 私もルールなんだから、ルールはきっちりやってもらいたいと、それに尽きます。そういう定めだったのだから、定めに従っていなかったというのは大変遺憾だし、再発のないように抑えていかなきゃならないと思っています。

○記者 最後に一点。やっぱり立地自治体からしますと、新潟県から、巨大なサイトがありますけれども、やっぱりそれを規制する側の規制庁さんたちが、遵法意識といいますか、そうしたものは規制する側なので、厳しいものを求めたいと、当然思うわけ

なのです。今、東電さん自体に対しても厳しい視線が向けられていますけれども、それを規制する側の規制庁さんの職員さんたちがこういう状態だと、非常に地元の不安は大きくなると思うのです。そういうことについては、いかが思われますか。

○更田委員長 繰り返しになりますけれども、定めがある以上、それはきちんと守られるべきであって、であるからこそ、ルールが守られなかったことは大変遺憾だし、また再発は防止していかなきやならないと思います。

○記者 ありがとうございます。

○司会 他に御質問ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、本日の会見は以上としたいと思います。ありがとうございました。

—了—